

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制)

(相続税・贈与税)

- 事業承継の際の贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」を、**今後5年以内に特例承継計画を提出し、10年以内に実際に承継を行う者を対象とし、抜本的に拡充。**
- ①対象株式数・猶予割合の拡大②対象者の拡大③雇用要件の弾力化④新たな減免制度の創設等を行う。

◆ 税制適用の入り口要件を緩和 ～事業承継に係る負担を最小化～

現行制度

- 納税猶予の対象になる株式数には**2/3の上限**があり、相続税の**猶予割合は80%**。後継者は事業承継時に多額の贈与税・相続税を納税することがある。
- 税制の対象となるのは、**一人の先代経営者から一人の後継者**へ贈与・相続される場合のみ。

改正後

- 対象株式数の**上限を撤廃**し全株式を適用可能に。また、**納税猶予割合も100%に拡大**することで、承継時の税負担ゼロに。
- 親族外を含む**複数の株主**から、**代表者である後継者(最大3人)**への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

◆ 税制適用後のリスクを軽減 ～将来不安を軽減し税制を利用しやすく～

現行制度

- 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される**ため、過大な税負担が生じる。
- 税制の適用後、**5年間で平均8割以上**の雇用を維持できなければ猶予打ち切り。人手不足の中、雇用要件は中小企業にとって大きな負担。

改正後

- **売却額や廃業時の評価額を基に納税額を計算**し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免。経営環境の変化による将来の不安を軽減。
- 5年間で平均8割以上の雇用要件を**未達成の場合でも、猶予を継続可能**に（経営悪化等が理由の場合、認定支援機関の指導助言が必要）。

※以上のほか、相続時精算課税制度の適用範囲の拡大及び所要の措置を講じる。

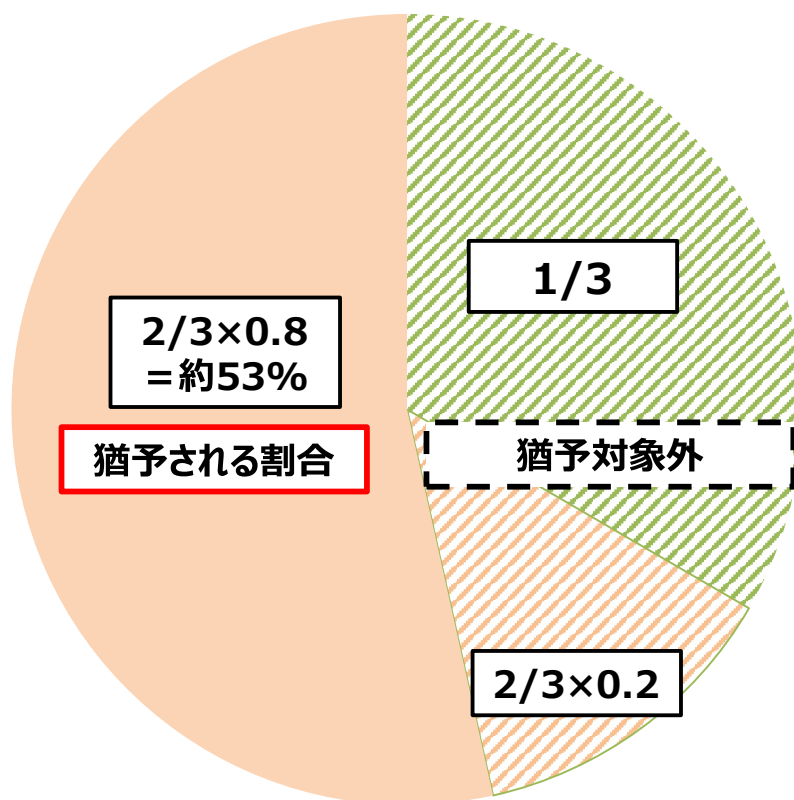
中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制①対象株式数上限等の撤廃)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、先代経営者から贈与/相続により取得した非上場株式等のうち、議決権株式総数の2/3に達する部分までの株式等が対象（贈与/相続前から後継者が既に保有していた部分は対象外）。例えば、相続税の場合、猶予割合は80%であるため、猶予されるのは $2/3 \times 80\% = \text{約}53\%$ のみ。
- 対象株式数の上限を撤廃（ $2/3 \rightarrow 3/3$ ）、猶予割合を100%に拡大することで、事業承継時の贈与税・相続税の現金負担をゼロにする。

改正概要

現行制度



現行制度

納税猶予の対象になるのは、発行済議決権株式総数の2/3までであり、相続税の納税猶予割合は80%。そのため、実際に猶予される額は全体の約53%にとどまる



改正後

- ・対象株式数の上限を撤廃し議決権株式の全てを猶予対象とする。
 - ・猶予割合を100%に拡大。
- ⇒事業承継に係る金銭負担はゼロとなる

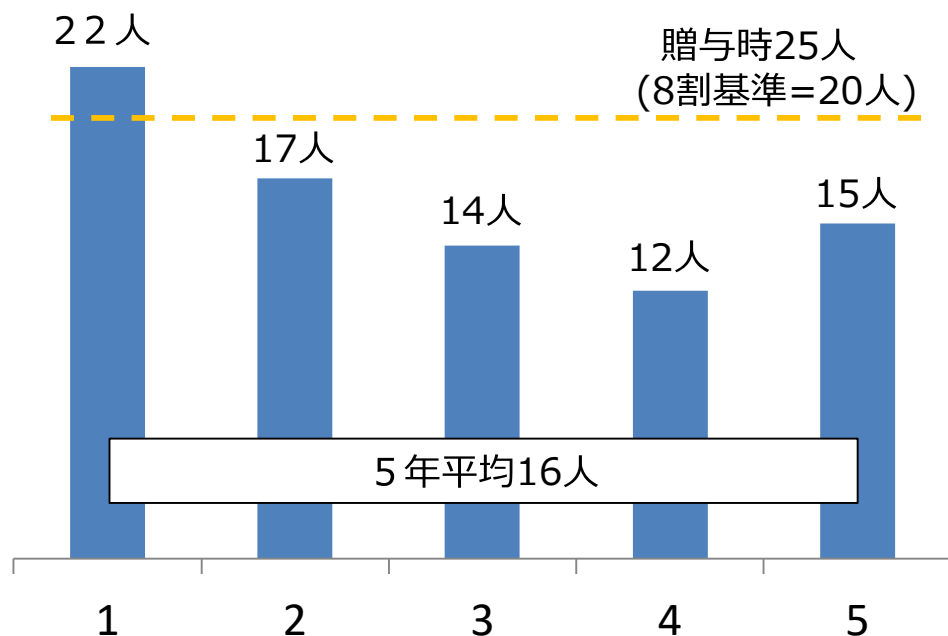
中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制②雇用要件の抜本的見直し)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、事業承継後 **5年間平均で、雇用の8割を維持**することが求められている。仮に雇用8割を維持出来なかった場合には、**猶予された贈与税・相続税の全額を納付**する必要がある。
- 制度利用を躊躇する要因となっている**雇用要件を実質的に撤廃**することにより、**雇用維持要件を満たせなかった場合でも納税猶予を継続可能**に。(※雇用維持が出来なかった理由が経営悪化又は正当なものと認められない場合、認定支援機関の指導・助言を受ける必要がある。)

改正概要

従業員数



現行制度

5年間の雇用平均が8割未達の場合、猶予された税額を全額納付



改正後

5年間の雇用平均が8割未達でも**猶予は継続**

※5年平均8割を満たせなかった場合には理由報告が必要。
経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言の必要

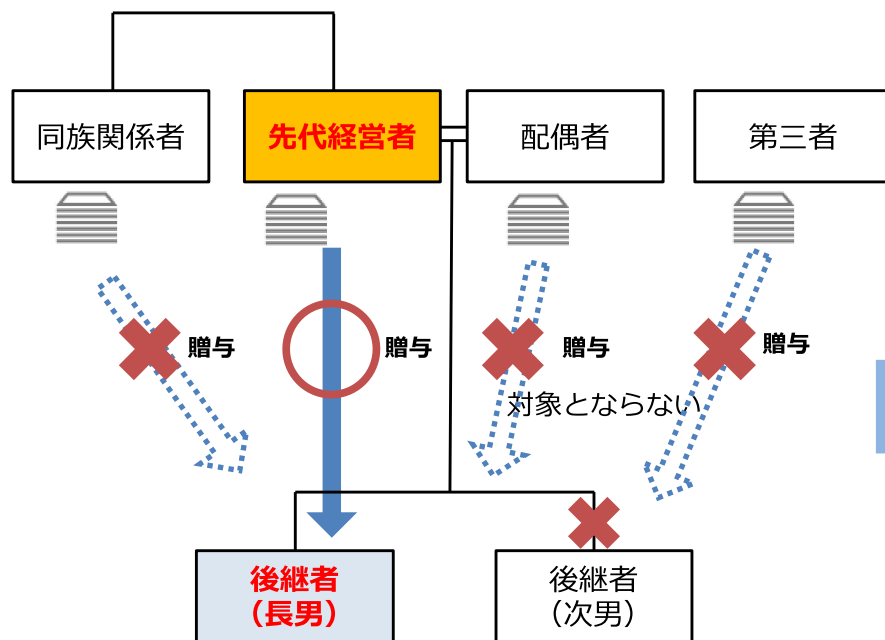
中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制③対象者の拡充)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、一人の先代経営者から一人の後継者へ贈与・相続される場合のみが対象。
- 親族外を含む複数の株主から、代表者である後継者（最大3人）への承継も対象に。中小企業経営の実状に合わせた、多様な事業承継を支援。

改正概要

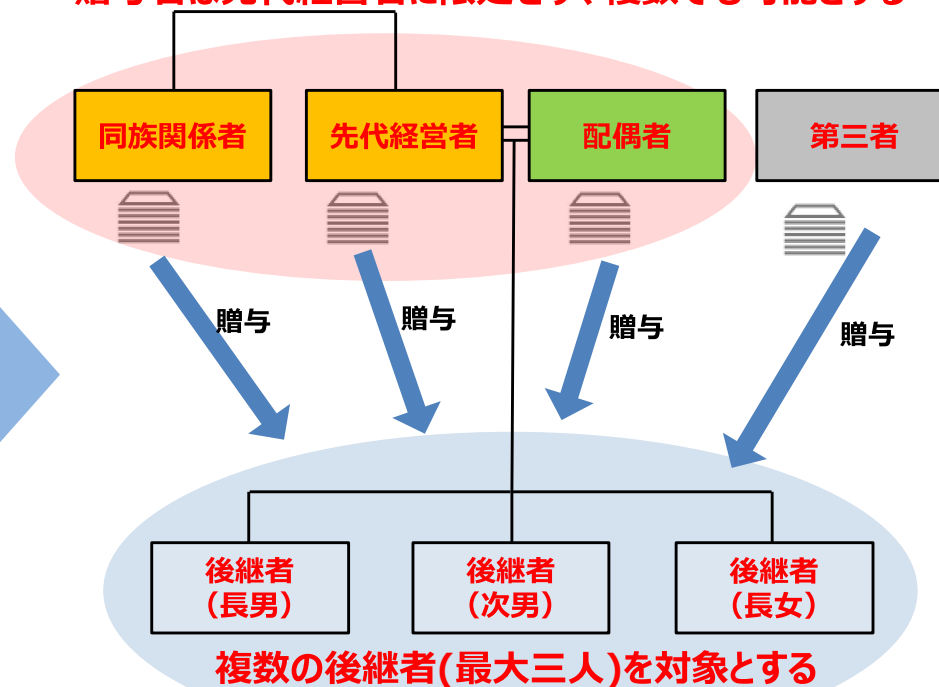
現行制度



1人の先代経営者から1人の後継者への贈与のみが対象

改正後

贈与者は先代経営者に限定せず、複数でも可能とする



※代表権を有しているものに限る
※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

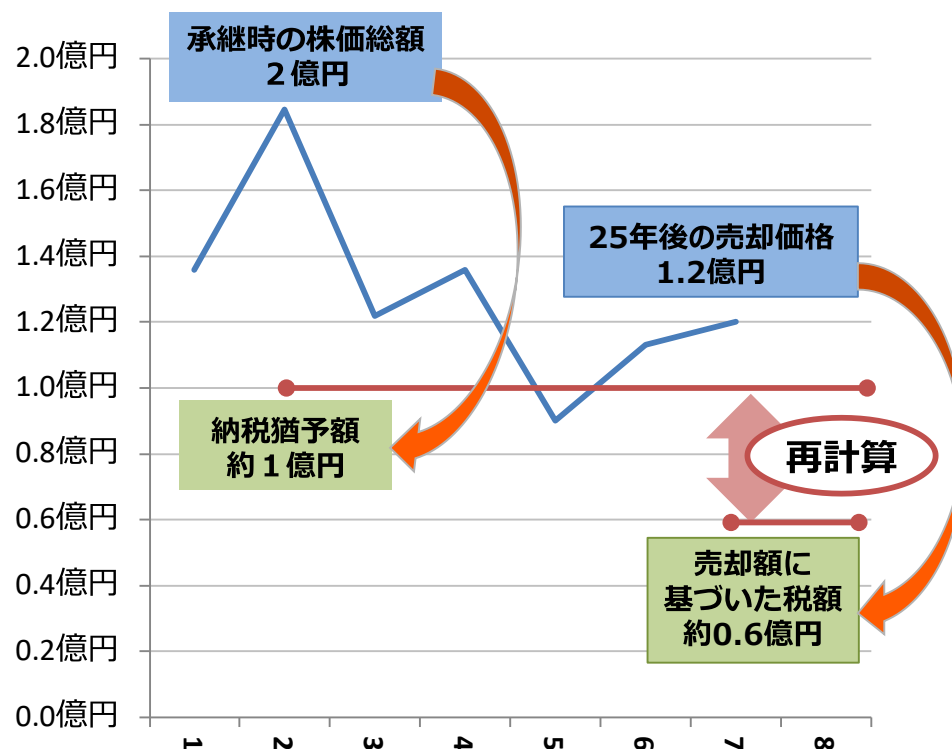
中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制④経営環境変化に応じた減免)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、**承継時の株価を基に贈与・相続税を納税**するため、過大な税負担が生じる。
- 売却額や廃業時の評価額を基に**納税額を再計算**し、事業承継時の株価を基に計算された納税額との**差額を減免**。**経営環境の変化による将来の不安を軽減**。

制度概要

X社の株価総額の推移（イメージ図）



現行制度

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消しとなった場合には、その贈与税額・相続税額を納税する必要がある

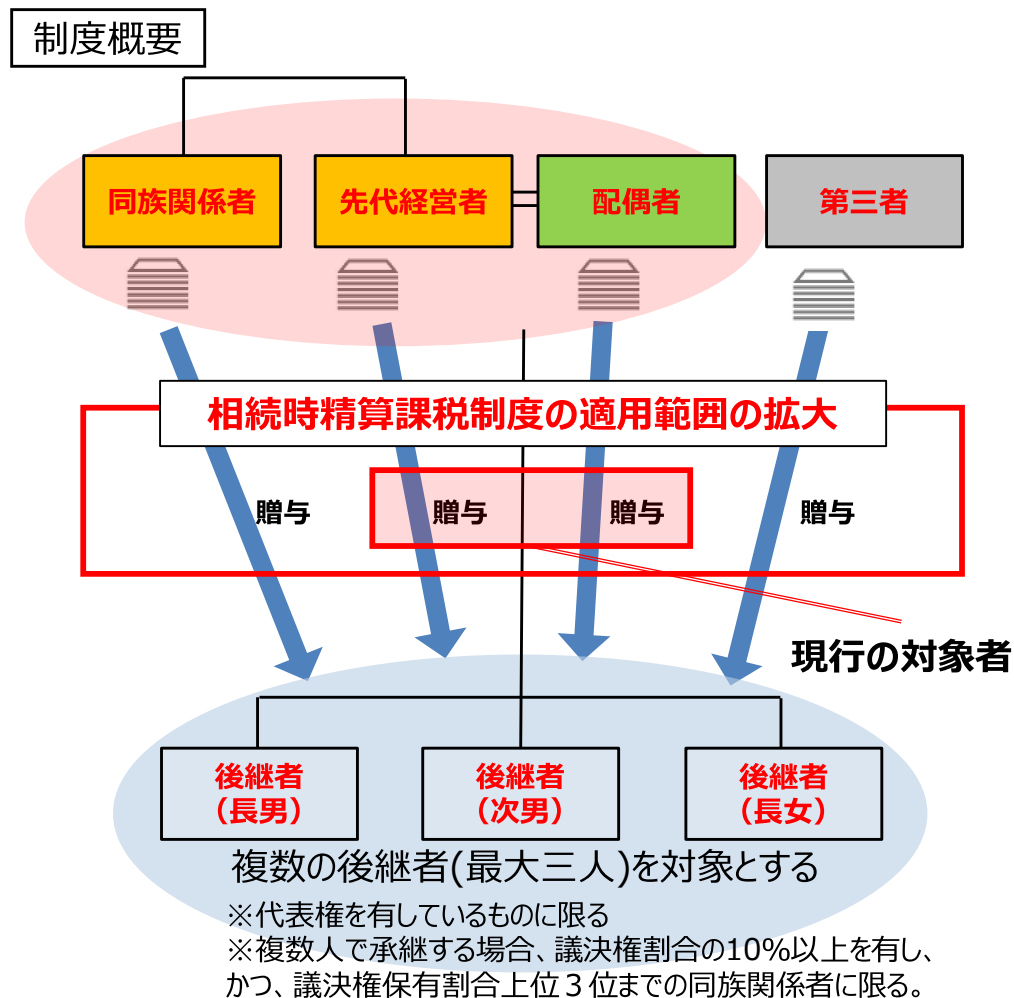
改正後

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、事業承継時の価額と差額が生じているときは、売却・廃業時の株価を基に**納税額を再計算**し、減免可能とすることで**将来不安を軽減**

中小企業経営者の次世代経営者への引継ぎを支援する税制措置の創設・拡充 (事業承継税制⑤相続時精算課税制度の適用範囲の拡大)

(相続税・贈与税)

- 現行制度では、相続時精算課税制度は、原則として直系卑属への贈与のみが対象。
- 事業承継税制の適用を受ける場合には、相続時精算課税制度の適用範囲を拡大することにより、猶予取消し時に過大な税負担が生じないようにする。



現行制度

60歳以上の父母又は祖父母から、20歳以上の子又は孫への贈与が相続時精算課税制度の対象

改正後

現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。
(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能。)